

平成27年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年3月25日（金） 午後1時30分 開議

日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第11回定例会）

日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第5回臨時会）

日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第6回臨時会）

日程第4 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第7回臨時会）

日程第5 報 告 教育長報告

日程第6 議案第36号 宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について

日程第7 議案第37号 宮古島市（久松・下崎・西原）地区公民館長の委嘱について

日程第8 議案第38号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第9 議案第39号 「不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針」について

日程第10 議案第40号 宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について

日程第11 その他 平成28年度入学式における教育委員会告辞について

日程第12 その他 3月定例議会一般質問要旨・答弁について

日程第13 その他

議案第36号

宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年3月25日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成28年度定期人事異動について、承認を求める必要があるため、本案を提出します。

議案第 37 号

宮古島市（久松・下崎・西原）地区公民館長の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 3 月 25 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第 5 条及び同条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市地区公民館長推薦名簿

久松地区公民館長推薦名

氏名 松原 元幸（まつばら げんこう）
住所 宮古島市平良字久貝 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 [REDACTED]
最終職歴 [REDACTED]

下崎地区公民館長推薦名

氏名 吉川 俊美（よしかわ としみ）
住所 宮古島市平良字荷川取 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 [REDACTED]
最終職歴 [REDACTED]

西原地区公民館長推薦名

氏名 高良 雅一（たから がいち）
住所 宮古島市平良字西原 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]
最終学歴 [REDACTED]
最終職歴 [REDACTED]

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

地区公民館長推薦理由

地区公民館の建設は、市と地元と三つの条件で建設されています。

- ① 建設敷地の無償提供と工事費の50%を地域負担とすること。
- ② 建設場所の選定は、地域住民の総意によること。
- ③ 管理費は、市が全額負担すること。

以上のことから、地区公民館長は地区の推薦で委嘱されています。

議案第 38 号

宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 3 月 25 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により、委嘱する必要があるため、本案を提出します。

議案第 39 号

「不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針」について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 3 月 25 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

不登校等課題を抱える児童生徒へ適切な対応をするため、本指針を定めたいので、本案を提出します。

議案第40号

宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について

平成28年3月25日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

「不登校」や「遊び非行」「子どもの貧困」問題等、多様な教育課題に対して積極的に子どもに関わる支援が必要とされており、問題解決に対応できる支援方法へ転換するには規則を改正する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則

宮古島市教育相談室設置規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する支援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 学校訪問相談
- (2) 不登校児童生徒等の家庭訪問
- (3) 相談室登校児童生徒への支援
- (4) ケース会議等への参加又は学校職員と連携した教育活動支援（必要に応じて登校支援）

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。